

# 寄附金規程

公益社団法人ウォームサポートシオン

## (目的)

第1条 本規程は、当法人が受け入れる寄附金（金銭以外の財産を含むものとし、以下同様とする。）について必要な事項を定めるものである。

## (種別)

第2条 当法人が受け入れる寄附金は、次の2種とする。

### (1) 一般寄附金

個人又は団体から使途の特定をされず受け入れる寄附金

### (2) 指定寄附金

当法人が使途を特定して募集することにより受け入れる寄附金

## (募集に関する禁止行為)

第3条 当法人は、寄附金の募集においては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第17条各号の行為をしてはならない。

## (一般寄附金の募集等)

第4条 当法人は、常時一般寄附金を募集することができる。

- 2 一般寄附金の募集は、その半額（端数切り上げ）を当法人が公益目的に行う事業の事業費に、残額を当法人の管理運営費に充てるものとして行うものとする。
- 3 一般寄附金を受け入れる際は、寄附者から、一般寄附金としての寄附である旨の意思を確認するものとする。

## (指定寄附金の募集等)

第5条 当法人は、社員総会の決議により、指定寄附金の募集を行うことができる。

- 2 前項の決議においては、次の事項を定めるものとする。
  - (1) 寄附金の使途
  - (2) 募集総額
  - (3) 募集期間
  - (4) 募集方法
  - (5) 金銭以外の財産を募集する場合には、その内容及び価額
  - (6) その他必要な事項

3 前項第1号の使途は、当法人が公益目的に行う事業に直接関係する内容に限るものとする。

(受領書の交付等)

第6条 当法人は、寄附金を受け入れたときは、遅滞なく受領書及び礼状を寄附者に交付するものとする。

(寄附金の辞退)

第7条 寄附金が次のいずれかに該当する場合には、当該寄附を辞退するものとする。

- (1) 寄附者が、その寄附により特別の利益を受ける場合。ただし寄附者が国若しくは地方公共団体、公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号各号に該当する者である場合を除く。
- (2) 寄附者が、その寄附により税の不当な軽減を受けることとなる場合。
- (3) 寄附金の受け入れにより、当法人に著しい負担が生じる場合。
- (4) 寄附者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定する暴力団又は暴力団員に該当する場合。
- (5) その他、寄附の受け入れにより当法人の業務に支障が生じる場合及び寄附の受け入れが社会通念上不相当と認められる場合。